

山形県住生活基本計画（案）に対するご意見の概要及び県の考え方

1 意見の募集時期 平成 29 年 2 月 13 日から平成 29 年 2 月 26 日まで

2 提出された意見の件数 9 件

御意見の概要	県の考え方
<p>○【現状と課題②高齢者世帯の更なる増加】への対応策提案</p> <p>高齢者世帯・高齢者単身世帯への対応を、住宅分野のみでなく福祉・医療の他部局と横断的に、市町村・NPO等と有機的に連携を図り展開する。</p> <p>具体的には、高齢者が持ち家住宅において</p> <p>①バリアフリー・設備改修助成による住まい続けるための負担軽減を図る。</p> <p>②福祉サイドからの介護・医療支援と地域自治会等からの介護予防・見守り等の生活支援を受けられる制度</p> <p>結果、自宅にて終焉を迎えることが可能な制度を創る。</p> <p>○(本)県計画の上位計画である「住生活基本計画（全国計画）」中、目標6：急増する空き家の活用の具体的取組みと明記されている「伝統的な日本家屋としての古民家等の再生や他用途活用促進」の県計画における位置づけについて</p>	<p>御意見のとおり、持ち家率の高い本県においては、人生の終焉を自宅にて迎えることは、H25 県政アンケート結果からも県民が最も希望しているあり方です。</p> <p>一方、福祉(介護)サイドの将来施策も、これまでの施設介護からする在宅介護へと舵取りされ、「地域包括ケアシステム」体制整備が現やまがた長寿安心プランにて取組まれているところです。</p> <p>提案いただきました件は、県目標2：高齢者等の項に位置づけ、具体的な取組み内容は以下のとおりです。</p> <p>①については、山形県は平成23年度より「住宅リフォーム総合支援事業」により県内全市町村の御協力を得て、バリアフリー改修や高齢者に多い家屋内の急激な温度変化による事故（ヒートショック）対策としての断熱化改修等への補助制度を実施しており、住み慣れた御自宅にて住まい続けられる環境整備を図って参り、今後も継続して実施していく予定であります。</p> <p>②については、前述のとおり介護制度方針の変遷による対応が、既に現福祉計画に定められるとともに、地域での見守り・高齢者の居場所づくりとして平成27年度に公民館や空き家等を活用した「小さな拠点づくり」事業として県内10箇所を整備。平成29年度以降4年間で100箇所整備の目標を掲げ、取組んでいく予定であります。</p> <p>都市部・地方部で相違する住宅施策について網羅策定された全国計画の主旨に則しながら、本県は、基本方針「すべての人が健康で安心して暮らせる居住環境（の実現）」を定めました。</p> <p>全国計画・目標6：空き家対策は、県計画においても目標6として規定し、主に居住環境に危害を加える危険空き家の除却と、劣化する前に住居として利活用する方策を明記したものです。御指摘の古民家については、中古住宅と区別なく取扱い、居住利用のための各種施策も同様に対象としていく予定です。なお、他用途利用については、前述のとおり、本県計画は住宅施策を規定するため、前述高齢者施設への転用等のように、有効に活用できるよう他目的所管部局と連携を図って参ります。</p>

<p>○「住生活基本計画（全国計画）」中、「目標7：伝統的な技術を確実に発展させる」に呼応する「県計画・目標9：高い技術力のある大工技能士の認定」に「伝統的な技術の伝承」を補記できないか。</p> <p>例えば、古民家再生にかかる伝統的スキルとして、左官職・畳職・建具職等があるが、それらも含んだ技術の伝承を位置づけられないか。</p>	<p>現在の新築住宅建築において、大工職人が木材を手刻みせず（プレカット製材を用いた）施工しているものが多数を占めている。持ち家率が高く高齢化や世帯分離が進む本県において、今後、現有住宅をリフォームしながら長く使用するうえで、前記手刻み工程に不慣れな職人では、現場に合わせた施工が困難となる事態が想定されるため、取組みとして掲げたもの。御指摘の文言は当主旨に沿ったものであるため、「<u>伝統的な技術を伝承するための、高い技術力のある大工技能士の認定</u>」と補記いたします。</p> <p>補足のあった大工以外の職種についても、商工労働所管部局の技術職育成事業と連携し、優れた技術職人を賞賛し、その技術伝承のための方策に取組んで参ります。</p>
<p>○「住生活基本計画（全国計画）」中、「目標4：住宅循環システムの構築」の施策「建物状況調査（インスペクション）」の県計画への明示と「<u>古民家に対するインスペクション</u>」の付記。</p>	<p>県計画目標6：空き家対策、特に中古住宅の流通促進において、御指摘の「建物状況調査（インスペクション）」は物件価値を適切に取引価格に反映させるうえで有益で、県においても、平成27年度から検査費用補助制度を実施しております。</p> <p>※目標9：主要事業に掲載済み</p> <p>また、一方、宅地建物取引業法の改正により平成30年4月からは、取引仲介時に当該物件の検査実施の有無を説明する義務が課せられ、当検査の認知度は、より高まるものと想定されます。</p> <p>上記法改正後、売買者の検査要請に適切に対応できるよう、前述補助制度を用い、既に業界関係者の体制づくりを実施しております。</p> <p>※なお、御指摘の「古民家」の取扱い是一般住宅と同様であり区別しておりません。</p>
<p>○住宅ストック有効活用の取組みとしての空き家（古民家を含む）利活用の具体例として、高齢者、単身者対策のシェアハウス利用やコミュニティの場の提供を推進してはどうか。</p>	<p>御提案のシェアハウスやコミュニティの場としての利活用は、目標1：若者・子育ての具体的取組みとして検討しているところです。御提案のような、居住対象者が高齢者で、特に（農村集落や人口減少地域に多い）古民家の場合、持ち家率が高く自宅を所有した本県高齢者が、他者と集って住まう需要の有無を考慮しながら対応して参ります。</p>
<p>○全体構成について、「現状と課題」→「基本方針」→「基本目標」と具体的な施策へ展開するうえで、（1）現状と課題④「地域コミュニティの衰退」に対応する基本目標は2つあるが、基本方針が無い場合、位置づけが必要ではないか。</p>	<p>御指摘のとおり、直接的（地域コミュニティ）な記述が漏れておりました。基本方針①中、「<u>地域の活力を維持・向上させるため、・・・</u>」を「<u>将来にわたって地域コミュニティを維持するため・・・</u>」に修正いたします。</p>
<p>○（1）現状と課題④「地域コミュニティの衰退」とあり、一方、（2）本県特性①に「<u>・・・良好なコミュニティが形成されています・・・</u>」と相反する記載がある。課題④は「<u>衰退の懸念がある</u>」のような記述が適切でないか。</p>	<p>御指摘のとおり、現存するコミュニティが人口減少により維持困難な状況にあるという課題を記載したものであり、現存と今後将来に向かっている動きの意味で、「<u>地域コミュニティ衰退の懸念</u>」と修正いたします。</p>

<p>○計画に引用された多くのデータについて出典を明記し、概要版に記載された統計数値グラフ等は、計画本文の理解に役立つので、計画へ掲載してはどうか。</p> <p>○県目標 8：コミュニティの形成について、県全体の人口減少が避けられない現状、地域コミュニティの維持・向上を図るためには、交流人口をいかに呼び込むのが課題と考える。そのための「住まい」の役割と関連付けた方策を付記すべきではないか。※空き家（古民家含む）の有効活用</p>	<p>御指摘のとおり、データ引用において出典を明示することは基本です。今回、パブリックコメント用資料として公表せず、本文理解に御苦勞をおかけいたしました。</p> <p>完成版公表の際には、御指摘の引用データ等は、本文とは別に資料編として併せて「計画」として公開いたします。</p> <p>御指摘のとおり、地域の活性化を図るうえで交流人口の拡大は大きな要因と考えられますが、本計画は住生活計画であり、定住者にとっての施策を定めたものです。</p> <p>よって、住宅取得コストの低い空き家（古民家含む）等の利活用や移住者へのリフォーム補助率・額の優遇策を実施しているところです。また、移（定）住を目的としたお試し居住に取り組む県下自治体もあり、その取組みを共有していきたいと考えております。</p>
---	---

3 その他

パブリックコメント（案）について、政府統計結果の公表、本県他計画等との整合を図るべき事項について、下記項目を修正いたします。

①平成 27 年度国勢調査：人口等基本集計結果公表に伴うもの

- ・高齢化率 ・世帯人員数、高齢夫婦・単身世帯数
- ・持ち家率 ・生涯未婚率

②県農林水産部にて策定中の「山形県森林整備長期計画」掲載内容との整合

目標 10 成果指標及び指標達成の取組みを修正する。